

# 医科点数表の解釈 令和4年4月版

## Web追補 No.1 (令和4年7月号)

令和4年7月5日作成

- 以下の告示・通知等により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
  - 令和4年6月15日 医療課事務連絡
  - 令和4年6月16日 厚生労働省告示第204号 (令和4年6月17日適用)
  - 令和4年6月28日 保医発0628第4号 (令和4年7月1日適用)
  - 令和4年6月29日 医療課事務連絡
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『[診療報酬関連情報ナビ](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)
- 以下の事務連絡が発出されています。『[診療報酬関連情報ナビ](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)』の診療報酬関連情報データベースより、本追補と併せてご確認ください。
  - ・「疑義解釈資料の送付について (その14)」(令和4年6月22日医療課事務連絡)
  - ・「疑義解釈資料の送付について (その15)」(令和4年6月29日医療課事務連絡)
  - ・「疑義解釈資料の送付について (その16)」(令和4年7月1日医療課事務連絡)
- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に関連する通知・事務連絡等については、随時『[診療報酬関連情報ナビ](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)』の診療報酬関連情報データベースに掲載していきますのでご利用ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
449	右	上から23行目	縁取り空砲	縁取り空砲
465			<p><b>[D007血液化学検査の「63」血管内皮増殖因子 (VEGF) の所定点数 (460点) を準用する項目として追加]</b></p> <p>◇ コクリントモブロテイン (CTP) 検出</p> <p>ア コクリントモブロテイン (CTP) 検出は、ELISA法により、外リンパ瘻を疑う患者に対して、診断のために中耳洗浄液中のコクリントモブロテイン (CTP) を測定した場合に、D007血液化学検査の「63」血管内皮増殖因子 (VEGF) の所定点数を準用して算定する。なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める適正使用指針を遵守する。</p> <p>イ 本検査を実施した場合、D026検体検査判断料については、「1」尿・糞便等検査判断料を算定する。</p> <p style="text-align: right;">(令 4. 6. 28 保医発 0628 4)</p>	
495			<p><b>[D023微生物核酸同定・定量検査の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数 (700点) を準用する項目として追加]</b></p> <p>◇ SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出</p> <p>ア SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出は、COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2及びRSウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法 (定性) により、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2及びRSウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、D023微生物核酸同定・定量検査の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>イ COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>ウ COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて (一部改正)」(令和3年2月25日健感発0225第1号) の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数</p>	

頁	欄	行	変更前	変更後
			を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 エ SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出を実施した場合、D012感染症免疫学的検査の「23」RSウイルス抗原定性、SARS-CoV-2核酸検出、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2を含む。)については、別に算定できない。 オ 本検査を算定するに当たっては、D023微生物核酸同定・定量検査の「10」HPV核酸検出の「注」に定める規定は適用しない。 ㊦	(令 4. 6.28 保医発 0628 4)
500	右	下から23～18行目	採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドランス 2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、D012感染症免疫学的検査の「56」HTLV-I抗体(ウエスタンブロット法及びラインブロット法)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は	検査の委託の有無にかかわらず
500	右	下から17～15行目	ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、D026検体検査判断料の「7」微生物学的検査判断料を算定する。	[削除]
501	右	上から16行目	<b>【次行に追加】</b>	(令 4. 6.28 保医発 0628 4)
501	右	下から1行目～次頁上から5行目	採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイドランス 2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、D012感染症免疫学的検査の「56」HTLV-I抗体(ウエスタンブロット法及びラインブロット法)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は	検査の委託の有無にかかわらず
502	右	上から6～8行目	ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、D026検体検査判断料の「7」微生物学的検査判断料を算定する。	[削除]
502	右	下から29行目	<b>【次行に追加】</b>	(令 4. 6.28 保医発 0628 4)
533	右		<b>【「(細隙灯顕微鏡検査(前眼部及び後眼部)について)」(上から16～23行)の「細隙燈」を「細隙灯」に改める。】</b>	
535	右	上から4行目	(2) 網膜中心血管圧測定に際しての精密眼圧測定は、別に算定できない。 ㊦	[削除]
535	右	上から5行目	(3)	(2)
587	右	下から20行目	「退院時 回分」	「退院時投薬」
618	右	下から12～11行目	心血管疾患におけるリハビリテーションに関するガイドライン(2012年改訂版)	心血管疾患におけるリハビリテーションに関するガイドライン(日本循環器学会、日本心臓リハビリテーション学会合同ガイドライン)
689	右	上から8～9行目	DESIGN-R2020分類d 2以上とする。	DESIGN-R2020分類D 3, D 4及びD 5
737	左	下から8行目	K388-3	K374-2, K388-3, K394-2
738	左	上から10行目	K684-2	K684-2, K695-2
788	左	上から13～14行目	鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)【郭清】【内施届】	鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)【施基届】【郭清】【内施届】
789	左	下から15行目	鏡視下喉頭悪性腫瘍手術【郭清】【内施届】	鏡視下喉頭悪性腫瘍手術【施基届】【郭清】【内施届】
842	左	上から13行目	腹腔鏡下肝切除術【揭示】【内施届】	腹腔鏡下肝切除術【施基届】【揭示】【内施届】

頁	欄	行	変更前	変更後											
857	左	上から 1 行目	腹腔鏡下直腸切除・切断術	腹腔鏡下直腸切除・切断術【揭示腹】											
857	左	上から 2, 3, 6 行目	【揭示腹】	〔削除〕											
1109	—	上から 5 行目	(最終改正; 令和 4 年 6 月 7 日 厚生労働省告示第 196 号) 〔黄色網かけは本書巻末追補にて改正済み〕	(最終改正; 令和 4 年 6 月 16 日厚生労働省告示第 204 号)											
1111	右	上から 18 行目	医薬品	医薬品 (令和 5 年 4 月 1 日以降においては別表第 4 に収載されている医薬品を除く。)											
1113	右	下から 1 行目	別表第 3	別表第 4											
1218	右	下から 14 行目	保険医療機関を除く。	保険医療機関に限る。											
1252	左	上から 2 行目	病院	保険医療機関											
1333	<p>〔A 1 創傷処置 (①創傷の処置 (褥瘡の処置を除く)) の項に以下の項目を追加〕</p> <table border="1"> <tr> <td>140062110</td> <td>下肢創傷処置 (足部 (踵を除く) の浅い潰瘍)</td> </tr> <tr> <td>140062210</td> <td>下肢創傷処置 (足趾の深い潰瘍・踵部の浅い潰瘍)</td> </tr> <tr> <td>140062310</td> <td>下肢創傷処置 (足部 (踵を除く) の深い潰瘍・踵部の深い潰瘍)</td> </tr> </table>				140062110	下肢創傷処置 (足部 (踵を除く) の浅い潰瘍)	140062210	下肢創傷処置 (足趾の深い潰瘍・踵部の浅い潰瘍)	140062310	下肢創傷処置 (足部 (踵を除く) の深い潰瘍・踵部の深い潰瘍)					
140062110	下肢創傷処置 (足部 (踵を除く) の浅い潰瘍)														
140062210	下肢創傷処置 (足趾の深い潰瘍・踵部の浅い潰瘍)														
140062310	下肢創傷処置 (足部 (踵を除く) の深い潰瘍・踵部の深い潰瘍)														
1341 及び 1372	A 6 専門的な治療・処置 (③麻薬の使用 (注射剤のみ)) の項中及び別紙 7 別表 2 中	<table border="1"> <tr> <td>8219400A1012</td> <td>フェンタニルクエン酸塩 0.005% 2 mL 注射液</td> </tr> <tr> <td>8219400A2019</td> <td>フェンタニルクエン酸塩 0.005% 5 mL 注射液</td> </tr> <tr> <td>8219400A3015</td> <td>フェンタニルクエン酸塩 0.005% 10 mL 注射液</td> </tr> </table>	8219400A1012	フェンタニルクエン酸塩 0.005% 2 mL 注射液	8219400A2019	フェンタニルクエン酸塩 0.005% 5 mL 注射液	8219400A3015	フェンタニルクエン酸塩 0.005% 10 mL 注射液	<table border="1"> <tr> <td>622905700</td> <td>フェンタニルクエン酸塩 0.005% 2 mL 注射液</td> </tr> <tr> <td>622905800</td> <td>フェンタニルクエン酸塩 0.005% 5 mL 注射液</td> </tr> <tr> <td>622905900</td> <td>フェンタニルクエン酸塩 0.005% 10 mL 注射液</td> </tr> </table>	622905700	フェンタニルクエン酸塩 0.005% 2 mL 注射液	622905800	フェンタニルクエン酸塩 0.005% 5 mL 注射液	622905900	フェンタニルクエン酸塩 0.005% 10 mL 注射液
8219400A1012	フェンタニルクエン酸塩 0.005% 2 mL 注射液														
8219400A2019	フェンタニルクエン酸塩 0.005% 5 mL 注射液														
8219400A3015	フェンタニルクエン酸塩 0.005% 10 mL 注射液														
622905700	フェンタニルクエン酸塩 0.005% 2 mL 注射液														
622905800	フェンタニルクエン酸塩 0.005% 5 mL 注射液														
622905900	フェンタニルクエン酸塩 0.005% 10 mL 注射液														
1434	様式 12 の 7 中	有床診療所一般病床初期加算及び救急・在宅等支援療養病床初期加算の施設基準に係る届出書添付書類	<p>有床診療所急性期患者支援病床初期加算 有床診療所在宅患者支援病床初期加算 有床診療所急性期患者支援療養病床初期加算 有床診療所在宅患者支援療養病床初期加算</p> <p>の施設基準に係る届出書添付書類</p>												
1456	<p>〔「様式 40 の 17」の (3) の 6 の【要件】の次に以下のように追加〕</p> <p>ア 診療放射線技師</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動脈路に造影剤注入装置を接続する行為 (動脈路確保のためのものを除く。)、動脈に造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為</li> <li>・下部消化管検査 (CT コロノグラフィ検査を含む。) のため、注入した造影剤及び空気を吸引する行為</li> <li>・上部消化管検査のために挿入した鼻腔カテーテルから造影剤を注入する行為、当該造影剤の投与が終了した後に鼻腔カテーテルを抜去する行為</li> <li>・医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、病院又は診療所以外の場所に出張して行う超音波検査</li> </ul> <p>イ 医臨床検査技師</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直腸肛門機能検査 (バルーン及びトランスデューサーの挿入 (バルーンへの空気の注入を含む。) 並びに抜去を含む。)</li> <li>・持続皮下グルコース検査 (当該検査を行うための機器の装着及び脱着を含む。)</li> <li>・運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査に係る電極 (針電極を含む。) の装着及び脱着</li> <li>・検査のために、経口、経鼻又は気管カニューレ内部から喀痰を吸引して採取する行為</li> <li>・消化管内視鏡検査・治療において、医師の立会いの下、生検鉗子を用いて消化管から組織検体を採取する行為</li> <li>・静脈路を確保し、成分採血のための装置を接続する行為、成分採血装置を操作する行為、終了後に抜針及び止血する行為</li> <li>・超音波検査に関連する行為として、静脈路を確保して、造影剤を接続し、注入する行為、当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血する行為</li> </ul> <p>ウ 臨床工学技士</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・血液浄化装置の穿刺針その他の先端部の動脈表在化及び静脈への接続又は動脈表在化及び静脈からの除去</li> <li>・心・血管カテーテル治療において、生命維持管理装置を使用して行う治療に関連する業務として、身体に電氣的負荷を与えるために、当該負荷装置を操作する行為</li> <li>・手術室で行う鏡視下手術において、体内に挿入されている内視鏡用ビデオカメラを保持する行為、術野視野を確保するために内視鏡用ビデオカメラを操作する行為</li> </ul>														

頁	欄	行	変更前	変更後
			エ 救急救命士 ・医療機関に搬送されるまでの間（病院前）に重度傷病者に対して実施可能な救急救命処置について、救急外来※においても実施可能とされた行為 ※救急外来とは、救急診療を要する傷病者が来院してから入院（病棟）に移行するまで（入院しない場合は、帰宅するまで）に必要な診察・検査・処置等を提供される場のことを指す	
1456			〔「様式42」の「上記日数延長に係る事項（施設基準に該当する場合○をすること）」の項に以下のように追加〕 ( ) 当該治療室に入院する患者について、関連学会と連携の上、適切な管理等を行っている。	
1467			〔「様式53」の「記載上の注意」の4の(1)中「急性期医師配置加算を算定しない精神科救急急性期医療入院料」を「精神科救急急性期医療入院料」に改める。〕	
1468			〔「様式54の2」の「3 精神科救急医療体制の整備等に係る実績」の②の項中「④に対する割合」を「①に対する割合」に改める。〕	
1544	左	下から24～26行目	経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清，再建を伴うもの），内喉頭筋内注入術（ポツリヌス毒素によるもの）	経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清，再建を伴うもの），鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。），内喉頭筋内注入術（ポツリヌス毒素によるもの），鏡視下喉頭悪性腫瘍手術
1544	右	下から27行目	腹腔鏡下胆道閉鎖症手術	腹腔鏡下胆道閉鎖症手術，腹腔鏡下肝切除術
1545	左	下から19行目	膀胱水圧拡張術	膀胱水圧拡張術，ハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）
1545	左	下から12行目	膀胱水圧拡張術	膀胱水圧拡張術，ハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）
1559	右	上から29～31行目	腹腔鏡下副腎摘出手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの），腹腔鏡下副腎髓質腫瘍摘出手術（褐色細胞腫）	腹腔鏡下副腎摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの），腹腔鏡下副腎髓質腫瘍摘出術（褐色細胞腫）
1567	左	下から21行目	〔次行に追加〕	鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。） (鏡咽悪) 第 号
1568	左	下から2行目	(腹担床)	(腹胆床)
1568	右	上から27～29行目	腹腔鏡下副腎摘出手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下副腎髓質腫瘍摘出手術（褐色細胞腫）（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	腹腔鏡下副腎摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下副腎髓質腫瘍摘出術（褐色細胞腫）（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
1570	左	下から21～20行目	腹腔鏡下副腎摘出手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの），腹腔鏡下副腎髓質腫瘍摘出手術（褐色細胞腫）（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	腹腔鏡下副腎摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの），腹腔鏡下副腎髓質腫瘍摘出術（褐色細胞腫）（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
1602	右	上から16行目	(2) 当該保険医療機関	(2) 毎年7月において，当該保険医療機関
1602	右	上から19行目	説明した件数について報告すること。	説明した件数等について，別添2の様式23の4の2により地方厚生(支)局長に報告すること。
1703 ～ 1704			〔「様式5の12の2」を以下のように改める。〕 ①「生殖補助医療管理料に係る報告書」の下に以下のように追加 医療機関名： 報告年月日： 年 月 日 ②「1-2 治療内容」の項中「年間実施件数（ 年）」を「年間実施件数（ 年度）」に改める。 ③「2-1 治療実績について」及び「2-2 来院患者情報」の項中「前年1年間」を「前年度」に改める。 ④「記載上の注意」の「5」中「前年1年間（前年の1月から12月まで）」を「前年度1年間」に改める。	
1707			〔「様式8の2」の「ニコチン依存症管理料2を算定した患者の延べ指導回数」の項の次に以下のように追加〕 ①のうち、禁煙補助治療システム指導管理加算を算定した者 ⑨ 名 ②のうち、禁煙補助治療システム指導管理加算を算定した者 ⑩ 名 ③のうち、禁煙補助治療システム指導管理加算を算定した者 ⑪ 名	
1726			〔「様式23の4」の「記載上の注意」の「4」中「当年12月31日」を「同年12月31日」に改める。〕	
1726			〔「様式23の4」の次に「様式23の4の2」（本追補末尾参照）を追加〕	
1741			〔「様式42の2」の「2. 患者の状態等について」の表中「2) 要介護度」の【選択肢】に「8. 該当無し」を追加〕	

頁	欄	行	変更前	変更後								
1744				【「様式 43 の 6 の 2」の「1. 専任常勤従事者の配置状況」を「1. 嚙下機能の実績」に改める。】								
1758				【「様式 54」の「3」中「年間実施症例数」を「実施症例数」に改める。】								
1759				【「様式 54 の 4」の「3」中「年間実施件数」を「実施件数」に改める。】								
1760				【「様式 54 の 6」の「4」中「年間実施数」を「実施数」に改める。】								
1791			「様式 87 の 3 の 2」及び「様式 87 の 3 の 3」の「保険薬局当たりの基準」の項中	<table border="1"> <tr> <td>保険薬局当たりの基準</td> <td>保険薬局における実績の合計</td> <td>保険薬局当たりの基準</td> <td>保険薬局における実績の合計</td> </tr> <tr> <td>( ) (略)</td> <td>回</td> <td>( ) (略)</td> <td>回</td> </tr> </table>	保険薬局当たりの基準	保険薬局における実績の合計	保険薬局当たりの基準	保険薬局における実績の合計	( ) (略)	回	( ) (略)	回
保険薬局当たりの基準	保険薬局における実績の合計	保険薬局当たりの基準	保険薬局における実績の合計									
( ) (略)	回	( ) (略)	回									
1804 ~ 1805			<p>【「様式 87 の 42 の 2」を以下のように改める。】</p> <p>① 「精巣内精子採取術に係る報告書」の下に以下のように追加</p> <p style="text-align: right;">医療機関名： _____ 報告年月日： _____ 年 7 月 _____ 日</p> <p>② 「1-2 治療内容」の項中「年間実施件数 ( _____ 年)」を「年間実施件数 ( _____ 年度)」に改める。</p> <p>③ 「2-1 来院患者情報」の項中「前年」を「前年度」に改める。</p> <p>④ [記載上の注意] の「4」中「前年 1 年間 (前年の 1 月から 12 月まで)」を「前年度 1 年間」に改める。</p>									
1823			【「別表第一」に以下の項目を追加】	<table border="1"> <tr> <td>K054-2 脛骨近位骨切り術</td> <td>K068-2 関節鏡下半月板切除術</td> </tr> <tr> <td></td> <td>K069-3 関節鏡下半月板縫合術</td> </tr> </table>	K054-2 脛骨近位骨切り術	K068-2 関節鏡下半月板切除術		K069-3 関節鏡下半月板縫合術				
K054-2 脛骨近位骨切り術	K068-2 関節鏡下半月板切除術											
	K069-3 関節鏡下半月板縫合術											

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika\_kaishaku

[https://twitter.com/ika\\_kaishaku](https://twitter.com/ika_kaishaku)

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。

## がんゲノムプロファイリング検査に係る報告書

報告年月日： 年 7月 日

## I. 直近1年間のC-CATへのデータ提出に係る実績について

1. 当該医療機関における当該検査の年間実施件数	①+② ( )件
(1)うち当該医療機関におけるC-CATへの年間データ提出件数	① ( )件
うちC-CATへのデータ提出について、当該患者の同意が得られなかった場合、当該患者が予期せず死亡した場合その他やむを得ない場合で提出できなかった件数	② ( )件

## II. 直近1年間のエキスパートパネル及び結果説明に係る実績について

2. 当該医療機関における当該検査の年間実施件数(同上)	③+④+⑤ ( )件
(1) うち当該医療機関における当該医療機関で実施した検査に係るエキスパートパネルの実施件数	③+④ ( )件
ア. うち当該医療機関における当該検査結果を患者に説明した件数	③ ( )件
イ. うち当該患者が予期せず死亡した場合その他やむを得ない場合で当該検査結果を患者に説明できなかった件数	④ ( )件
(2) うちエキスパートパネルの実施について、当該患者が予期せず死亡した場合その他やむを得ない場合で実施できなかった件数	⑤ ( )件

## [記載上の注意]

実績期間は前年1月1日から同年12月31日までの期間とする。